■重要事項説明書

1 事業所の概要

業務の概要:医療器械・福祉用具レンタル/販売・住宅改修

2 事業の目的

当社特定福祉用具貸与・介護予防特定福祉用具貸与をご使用いただくことにより、ご使用者の身体状況を向上し、介護負担の軽減を計り、より健康で豊かな生活環境を実現できるようお手伝いさせていただく。また、社員の資質向上を図り、お客様に対し安定したサービス提供をさせていただく。

3 運営の方針

当社サービスにご満足いただけるよう、お客様本位のサービス提供を追求する。

お客様に仕事をさせて頂いているという感謝の気持ちと謙虚な姿勢を保持する。

公正真実な情報を提供し、適正な表示を行う。

社員教育を徹底し、常に選定相談に対する能力向上に努める。

守秘義務を守り、業務に関して知り得たお客様の秘密を漏洩禁止とする。

4 事業所の職員体制

職種	専門相談員の有無	人	員
管 理 者	⑥ · 無	1 名	
専門相談員	⑥ · 無	9 名	(常勤 9名・非常勤0名)
事務・その他	⑥ · 無	17名	(常勤 9名・非常勤8名)

5 営業日および営業時間

営業時間:平日は8:30~17:30 (土曜日は9:00~17:00まで) 【休日:毎週日曜日、祝日、盆、年末4 ※上記以外は電話転送にて対応

6 料金

①法定代理受領に該当する福祉用具貸与を提供した際には、利用料の額は介護報酬告示上の額とします。

②レンタル料金は別紙「レンタル料金一覧表」の通りとします。

7 お支払方法

契約者は、レンタル料金を、契約開始月については納品時に現金にて支払い、2ヶ月以降については基本的に 自動引落しにて支払うものとします。その場合は、契約者の指定する金融機関から、レンタル月の翌月、26 日に引き落すものとします。

◆但し、月の16日以降の搬入、15日以前の契約解除の場合は、月額料金の半額とします。 (同月内での納品、解除の場合は、1ヶ月分の料金となります。)

8 事故発生時の対応方法及び緊急時の対応方法について

特定福祉用具貸与・介護予防特定福祉用具貸与の提供中に容態の変化等があった場合には、事前の打ち合わせにより、当該利用者のご家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、主治医、救急隊員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

特定福祉用具貸与・介護予防特定福祉用具貸与事業者の従事者は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止を防ぐための対策を講じます。

特定福祉用具貸与・介護予防特定福祉用具貸与事業者の従事者は利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

9 苦情・相談窓口

福祉用具レンタル	有限会社 加賀メディカル 山口県防府市佐波2丁目10-12	0835-22-1408 (8:30~17:30) 上記時間以外は電話転送にて対応
防府市 高齢福祉課	山口県防府市寿町7-1	0835-25-2979 (8:30~17:15)
山口市 介護保険課	山口県山口市亀山町2-1	083-934-2795 (8:30~17:15)
山口県国民健康保険団体連合会	山口県山口市朝田1980-7	083-995-1010 (9:00~17:00)

10 その他

- ① 事業者は、契約者もしくは使用者の故意又は過失によってレンタル商品が消失し、又は回収したレンタル商品について通常の使用状態を超える極度の破損・汚れが認められる場合には、契約者に対して補修費もしくは弁償費相当額の支払いを請求することができます。
- ② 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- ③ 従業者であった者に、業務上知り得た、利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- ④ 暦月の1日から末日までの間で、在宅期間がない場合は、介護保険には該当しません。
- ⑤ お客様はいつでも契約を解約することができます。
- ⑥ 福祉用具の搬入及び搬出の日時については、可能な限り、利用者又はその家族のご希望に応じます。